

## 障害者自立支援法による精神通院医療受給者のみなさまへ

受給者証の医療機関・薬局等の登録は原則 1 機関です。

平成 24 年 8 月 1 日 滋賀県立精神保健福祉センター

### 1. 自立支援医療（精神通院）制度と登録医療機関数

この制度は、新規・更新申請の際に作成される主治医の診断書（治療計画）に基づき計画的に治療していただくために、医療費の自己負担額の一部を公費助成するものです。そのため、全国的に登録申請できる指定医療機関（病院または診療所、薬局、訪問看護事業所）は、各々 1 機関が原則となっています。

### 2. 複数機関の登録の問題

滋賀県では、2 以上の機関が受給者証に登録されている場合が一部にあります。このような登録は、この制度の目的に合わないのみならず、同じ病気で 2 か所以上受診し薬の処方を受けることで、正しい服薬ができないおそれもあります。

### 3. 今後の申請での注意

2 機関以上の登録がある方は、この制度で受診（利用）を希望される機関を一つに選び、それ以外の機関を削除申請されるようお願いいたします。これらの手続きは、お住まいの市役所、町役場や本制度で主に利用されている医療機関でご相談下さい。

#### (1) 病院もしくは診療所の登録申請

「原則」1 機関です。通常は、申請時に提出された診断書を発行した医療機関となります。ただし、治療方針の変更がなく、医療機関を変更する場合は、変更後の医療機関となります。

「例外」として、高次脳機能障害やてんかん等の検査やデイケア、ナイトケア等、医師の指示により、現在継続的に治療を受けている医療機関だけでは行うことのできない医療を受ける場合は、2 機関まで登録ができます。

#### (2) 薬局の登録申請

1 薬局のみです。

#### (3) 訪問看護事業所の登録申請

1 事業所のみです。

## よくある受給者のご質問と精神保健福祉センターからの回答例

問 1 . 現在、複数の病院・診療所、薬局を登録している場合、すぐに削除の手続きをする必要があるのか。

答 1 . すぐに手続きをする必要はありません。次回、更新申請や医療機関の変更申請をされる際に、あわせて削除申請をしていただくことで結構です。

問 2 . 現在通院していないが、将来に備えて医療機関の登録を残しておきたい。

現在受診中の医療機関の他に、時間外受診や夜間受診に備え、他の医療機関の登録を残しておきたい。

答 2 . 登録できるのは、現在通院中の 1 機関のみです。将来、他の医療機関に変更する必要がある場合は、その時に変更手続きをしてください。自立支援医療は計画的な通院治療を支えるもので、緊急的な受診に備えるために、別の医療機関を登録することはできません。

問 3 . 治療を継続している医療機関のほかに、別の医療機関でデイケアを受けたいと思うが、医師の指示がなくても申請できるか。

答 3 . 自立支援医療申請（新規・更新）時の診断書に記載されているか、登録医療機関の医師の指示があれば、申請は可能です。なお、医師の意見書を添付する必要はありませんが、県から医師に確認をする場合があります。

問 4 . 登録した医療機関以外は受診できないのか。

答 4 . 自立支援医療（精神通院）制度は、登録した医療機関のみ受診できます。登録していない医療機関であっても、健康保険による受診が可能ですが、本制度による助成は行われませんので御注意下さい。

問い合わせ先：滋賀県立精神保健福祉センター  
（電話番号：077-567-5028）  
ほか 各市町窓口 に

